

一般社団法人資産運用業協会の発足に伴う「社債等に関する業務規程」の一部改正について

2026年3月24日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

本年4月1日に、一般社団法人投資信託協会が一般社団法人日本投資顧問業協会と統合し、一般社団法人資産運用業協会が発足することから、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」の一部を改正する。(社債等に関する業務規程第58条の44)

2. 施行日

この改正規定は、2026年4月1日から施行する。

以 上